



第 4 号様式

流 教 図 第 3 号

令和 6 年 4 月 9 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 6 年 2 月 1 5 日付け、流監第 1 3 3 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日 ・ 流監第133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 図書館	指摘	行政財産使用料について、納期限を過ぎても納入に至らないものがあつたにもかかわらず、規則第44条の規定による督促を行っていないかった。規則に基づく適正な事務手続を求める。	督促の漏れを防止するため納期限及び納期限20日の年月日のスケジュールを課内で情報共有し把握します。 また、納付が確認できない場合は、債務履行の確認を徹底し、督促状を発送してまいります。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。

表示は、「指摘」又は「意見」とする。